

各 位

平成 23 年 3 月 25 日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
会 社 名 SBI ホールディングス株式会社  
(コード番号 8473 東証第一部、大証第一部)  
代 表 者 代表取締役 CEO 北 尾 吉 孝  
問い合わせ先 責任者 役 職 名 取締役 C F O  
澤 田 安 太 郎  
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 ( 代 表 )

## 香港証券取引所上場に伴うHDR（香港預託証券）募集に関するお知らせ

当社は、平成23年3月23日付「当社のHDR（香港預託証券）上場手続きに関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、香港証券取引所メインボード市場への当社普通株式を原株とする香港預託証券（以下「本件募集HDR」という。）の上場に向けて準備中であります。

本日開催の取締役会において、香港域内及び海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における本件募集HDRの募集（以下「本件HDR募集」という。）、本件HDR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分以外に係る本件募集HDRが表章する当社普通株式（以下「本件募集原株式」という。）の発行及び募集（以下「本件原株募集」という。）、並びに、本件HDR募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件募集HDRが表章する当社普通株式の数を上限とする当社普通株式（以下「本件募集株式」という。）の発行及び募集（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件 HDR 募集の背景

当社グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既にほぼ完成させ、海外においてはアジア地域を中心とした成長著しい国々で、投資事業の拡大と運用体制の整備を急速に進めつつあります。

今後は、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくとともに、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

当社が、日本における上場企業として初めて香港証券取引所へ上場する見通しとなったことは、当社のアジア地域における更なる事業の発展に向けた大きな一歩であると確信いたしております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 本件 HDR 募集及び本件原株募集

- (1) 募集株式の種類及び数 (募集 HDR の数) 当社普通株式 1,750,000 株 (17,500,000HDR。投資家は本件募集原株式に代えて本件募集 HDR の交付を受けるものとする。1 HDR は普通株式 0.1 株を表章する。なお、本件 HDR 募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,500,000HDR を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドが大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を通じ、当社株主より借受ける当社普通株式 (以下「本件貸借株式」という) を原株とする本件募集 HDR のオーバーアロットメントを行う場合があり、当該オーバーアロットメントに関連して大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドを割当先として当社普通株式 250,000 株を上限とする本件第三者割当増資を行う場合がある (後記<ご参考> 1. をご参照) 。)
- (2) 払込金額の決定方法 本件募集原株式の払込金額は、本件募集 HDR の発行価額に 10 を乗じた金額とする。  
本件募集 HDR の発行価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式に準じた方法で香港市場において行われるブックビルディングの方式により、平成 23 年 4 月 6 日 (水) から平成 23 年 4 月 8 日 (金) までのいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」という) に香港ドル建てで本件募集 HDR の発行価格と併せて決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 本件募集原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 本件募集原株式は、第三者割当の方法により、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドに対して 1,750,000 株を割り当てる。なお、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドが割り当てを受けた 1,750,000 株は、本件募集 HDR の預託銀行である JPMORGAN CHASE BANK, N.A. (以下「預託銀行」という) に対して直ちに交付され、本件募集 HDR の預託財産として預託銀行により保有される。本件募集原株式の発行価格 (募集価格) は本件募集原株式の払込金額と同額とし、本件募集 HDR の発行価額に 10 を乗じた金額とする。  
本件募集 HDR は、本件募集原株式及び本件貸借株式の預託を受けた預託銀行により発行され、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッド、CCB International Capital Limited、Haitong International Securities Company Limited 及び Kingston Securities Limited との間で締結予定の HONG KONG UNDERWRITING AGREEMENT 並びに International Placing Agreement に基づき香港域内及び海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く) において、それぞれ大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドにより発行価額にて、買取引受けされ、発行価格にて、販売される。本件募集 HDR の発行価格 (募集価格) は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式に準じた方法で香港市場において行われるブックビルディングの方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値のない場合

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書 (英文) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切り捨て)に0.1を乗じた金額を香港銀行協会により公表される発行価格等決定日の取引開始時の為替相場(Selling rateとBuying TT rateの平均値)により香港ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案した上で、発行価格等決定日に香港ドル建てで決定する。なお、上記のブックビルディングの方式により決定される本件募集HDRの発行価格が、平成23年3月28日(月)までに決定される上限価格を上回る場合には、本件HDR募集、本件原株募集及び本件第三者割当増資は中止する。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして本件募集HDRの発行価格(募集価格)と引受人が買取る価額である本件募集HDRの発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 払込期日 平成23年4月12日(火)  
(大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドが、当社に払込みを実施する期日)
- (7) 申込株数単位 5株(50HDR)  
(申込HDR数単位) (上場時の取引単位を2,000香港ドル以上にしよう香港証券取引所より要請されており、かつ、上記(1)記載の募集HDRの数を除した際に端数が生じないように申込HDR数単位を50HDRとする)
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)その他本件HDR募集及び本件原株募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。

3. 本件第三者割当増資(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式250,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は本件募集原株式の払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッド
- (5) 申込期日 平成23年5月6日(金)
- (6) 払込期日 平成23年5月9日(月)
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 上記(5)記載の申込期日に申込のない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (10) 本件HDR募集及び本件原株募集が中止となる場合は、本件第三者割当増資も中止する。

以上

\*\*\*\*\*  
本プレスリリースに関するお問い合わせ先:

SBIホールディングス株式会社 コーポレート・コミュニケーション部 03-6229-0126

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書(英文)をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集等について

本件 HDR 募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,500,000HDR を上限として大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドが本件貸借株式を原株とする本件募集 HDR のオーバーアロットメント（以下「本件オーバーアロットメント」という。）を行う場合があります。本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集の HDR 数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集そのものが中止される場合があります。

本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集に関連して、当社は平成 23 年 3 月 25 日（金）開催の取締役会において、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドを割当先として当社普通株式 250,000 株を上限とする本件第三者割当増資を、平成 23 年 5 月 9 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドは、平成 23 年 4 月 14 日（木）から平成 23 年 4 月 28 日（木）までの間（以下「本件シンジケートカバー取引期間」という。）、本件オーバーアロットメントを行った HDR 数を上限として、香港証券取引所において HDR の買付け（以下「本件シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。本件シンジケートカバー取引により買付けられた HDR は、当社及び預託銀行との間で締結予定の預託契約（以下「本件預託契約」という。）の規定に従い、全て当社普通株式に転換され、本件貸借株式の返還に充当されます。なお、本件シンジケートカバー取引期間内において、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドは、本件シンジケートカバー取引を全く行わず、また本件オーバーアロットメントを行った HDR 数に至らない HDR 数で本件シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドは、本件オーバーアロットメントを行った本件募集 HDR が表章する株式数から本件シンジケートカバー取引により買付けられた HDR が表章する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に応ずる予定であります。

そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集が行われるか否か及び本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集が行われる場合の HDR 数については発行価格等決定日に決定されます。本件オーバーアロットメントによる本件 HDR 募集が行われない場合は、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドによる大和証券キャピタル・マーケットを通じた上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドは本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、香港証券取引所における本件シンジケートカバー取引も行われません。

2. 本件原株募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	19,943,508 株	（平成 23 年 2 月 28 日（月）現在）
本件原株募集による増加株式数	1,750,000 株	
本件原株募集後の発行済株式総数	21,693,508 株	
第三者割当増資による増加株式数	250,000 株	（注）1
第三者割当増資後の発行済株式総数	21,943,508 株	（注）1

（注）1. 上記「3. 本件第三者割当増資」の募集株式数の全数に対し大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドから申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

2. 発行済株式総数は、下記「7. その他」（2）記載の通り、新株引受権又は新株予約権の行使により増加する可能性があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の本件原株募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 1,921,000,000 香港ドル（約 18,507,000,000 円）について、国内外の有望な企業への直接投資及びアジアを中心とした成長力のある新興国においてパートナーと共同設立したファンド並びに国内ファンドへの自己投資資金として 8,000,000,000 円、残額をインターネットを主要チャネルとした金融子会社（関連する事業子会社を含む。）及び海外金融機関への出資又は融資等（子会社を通じた出資又は融資等を含む。）に平成 26 年 3 月期までに全額充当する予定です。

(注) 1. 上記の手取概算額は、平成23年3月24日（木）現在の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値（10,330円）を基準として算出した額から、発行諸費用の概算額（703,000,000円）を控除した見込額です。別段の記載がある場合を除き、本書記載の「香港ドル」は香港で用いられている通貨を指します。また、日本円金額から香港ドルへの換算又は香港ドルから日本円金額への換算は、便宜上、香港銀行協会により公表された平成23年3月24日の取引開始時の為替相場（Selling rateとBuying TT rateの平均値）である 1 香港ドル=9.63425円を用いて行われておりますが、かかる換算率は将来の換算率を表すものではありません。

2. 上記手取概算額は、本件第三者割当増資の募集株式の全数に対し大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドから申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、積極的な事業拡大を推進するための投融資資金に充当する予定であり、今後の当社グループ収益力の強化が図られるものと考えております。

### 4. 本件 HDR 募集に関する今後の予定

平成 23 年 3 月 28 日（月） ブックビルディングの開始

平成 23 年 4 月 6 日（水）から平成 23 年 4 月 8 日（金）までのいずれかの日 発行価格等決定日

平成 23 年 4 月 12 日（火） 払込日

平成 23 年 4 月 14 日（木） 上場日

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 発行価額の算定根拠

本件募集原株式及び本件募集株式の発行価額は、香港ドル建てで決定される本件募集 HDR の発行価額（上記 2.（4）記載の買取引受けにより、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドが買取る 1 HDR 当たりの価額であり、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式に準じた方法で香港市場において行われるブックビルディングの方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）に 0.1 を乗じた金額を香港銀行協会により公表される発行価格等決定日の取引開始時の為替相場（Selling rate と Buying TT rate の平均値）により香港ドルに換算した価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案した上で、発行価格等決定日に香港ドル建てで決定されます。なお、本件募集 HDR の発行価格と発行価額とは異なり、本件募集 HDR の発行価格と発行価額との差額の総額は、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドの手取金となります。）に 10 を乗じた金額となります。

かかる発行価額の決定方法は、本件募集 HDR の発行価額を基準としているものの、実質的には、当社普通株式の発行価額を、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に準じた方

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

法により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値に0.90~1.00を乗じた価格を仮条件として、需要状況及びその他の市場動向等を勘案した上で、決定しているものであって、日本において一般的に行われているブックビルディング方式に準じるものとして公正な方法と考えられることから、本件募集原株式及び本件募集株式の発行は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

以上の点から、本件原株募集及び本件第三者割当増資は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件HDR募集に伴って発行される本件募集原株式及び本件募集株式の合計数は2,000,000株（議決権数2,000,000個）を上限とし、平成23年2月28日現在の当社の発行済普通株式総数19,943,508株（総議決権数19,928,887個）に対する割合は最大で10.03%（議決権における割合10.04%）となり、希薄化の規模は限定的であると考えております。

また、本件原株募集及び本件第三者割当増資の規模は、香港市場における新たな投資家層の獲得及び預託証券の流動性の創出を通じて、今後の資金調達手段の多様化を実現するため、必要な数量であると判断いたしました。

以上の点から、本件原株募集及び本件第三者割当増資に伴って発行される当社普通株式の数量、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、グループ企業を含めた連結業績及び当社株価の状況等を総合的に勘案した上で剰余金の配当等を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

連結当期純利益の20%~50%を配当性向の目処とすることを基本方針としております。配当性向20%以上の配当実施を原則とし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、更なる利益還元が可能と判断した場合には、50%を上限として配当性向を都度引き上げることを目指しております。

(3) 内部留保資金の使途

主として将来の事業拡大のための必要資金として活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純損益	376.63円	△1,232.48円	140.30円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,200円 (600円)	100円 (—)	100円 (—)
実績連結配当性向	318.6%	—	71.3%
自己資本連結当期純利益率	1.7%	△6.2%	0.7%
連結純資産配当率	5.5%	0.5%	0.5%

(注)1. 1株当たり連結当期純損益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。

2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成21年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。

3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純損益を自己資本（期首の新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産の部合計と期末の新株予約権及び少数株主持分控除後の

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首の1株当たり連結純資産の部合計と期末の1株当たり連結純資産の部合計の平均) で除した数値です。
5. 平成22年3月期の1株当たりの年間配当金には、創業10周年記念配当50円が含まれております。

## 7. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)並びに旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権の内容は次の通りであります。なお、本件原株募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数上限21,943,508株に対する下記の新株式発行予定残数合計の比率は1.2%となる見込みです。

新株引受権及び新株予約権の状況(平成23年2月28日現在)

発行決議日/決定日	新株式発行 予定残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
平成13年12月19日	11,394株	19,666円	9,833円	自 平成15年12月20日 至 平成23年12月19日
平成14年12月19日	12,096.72株	5,659円	2,830円	自 平成16年12月20日 至 平成24年12月19日
平成14年12月19日	20,465.52株	16,908円	8,454円	自 平成16年12月20日 至 平成24年12月19日
平成15年6月23日	58,419.93株	16,908円	8,454円	自 平成17年6月24日 至 平成25年6月23日
平成15年6月23日	16,709.07株	26,152円	13,076円	自 平成17年6月24日 至 平成25年6月23日
平成17年6月29日	23,944株	33,172円	16,586円	自 平成17年7月28日 至 平成25年6月29日
平成14年6月20日 (注)1	50,587.74株	11,423円	5,712円	自 平成16年6月21日 至 平成24年6月20日
平成15年6月27日 (注)2	514.29株	21,349円	10,675円	自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日
平成17年9月22日 (注)3	580.8株	35,050円	17,525円	自 平成17年12月1日 至 平成25年10月31日
平成14年9月24日 (注)4	1,840株	4,465円	2,233円	自 平成16年9月25日 至 平成24年9月24日
平成15年8月1日 (注)4	5,440株	4,465円	2,233円	自 平成17年8月2日 至 平成25年8月1日
平成15年6月27日 (注)5	172.50株	16,447円	8,224円	自 平成17年7月1日 至 平成25年6月26日
平成16年6月29日 (注)6	18,769.15株	47,447円	23,724円	自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書(英文)をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

平成 16 年 12 月 22 日 (注) 6	34.50 株	30,180 円	15,090 円	自 平成18年 6 月 30 日 至 平成26年 6 月 29 日
平成 17 年 6 月 29 日 (注) 7	18,349.40 株	44,405 円	22,203 円	自 平成19年 6 月 30 日 至 平成27年 6 月 29 日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 8	13,331.84 株	45,663 円	22,832 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成25年 6 月 23 日
平成 20 年 6 月 27 日 (注) 8	1,779.08 株	53,447 円	26,724 円	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成25年 6 月 23 日

- (注) 1. 合併前の旧イー・トレード株式会社定時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧イー・トレード株式会社より引継いだ新株予約権であります。
2. 旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社定時株主総会により決議されたものであり、旧SBIパートナーズ株式会社が旧エスピーアイ・ホームプランナー株式会社を完全子会社化したことに伴い承継し、その後当社が合併により旧SBIパートナーズ株式会社より引継いだ新株予約権であります。
3. 合併前の旧SBIパートナーズ株式会社定時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧SBIパートナーズ株式会社より引継いだ新株予約権であります。
4. 合併前の旧ファイナンス・オール株式会社臨時株主総会により決議されたものであり、合併により当社が旧ファイナンス・オール株式会社より引継いだ新株予約権であります。
5. 旧SBI証券株式会社の前身である旧ワールド日栄証券株式会社定時株主総会により決議されたものであり、その後当社が株式交換により旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
6. 旧SBI証券株式会社の前身である旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社定時株主総会及び取締役会により決議されたものであり、その後当社が株式交換により旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
7. 合併前の旧SBI証券株式会社定時株主総会により決議されたものであり、株式交換により当社が旧SBI証券株式会社より引継いだ新株予約権であります。
8. 株式交換に際して、株式会社SBI証券（旧SBIイー・トレード証券株式会社）の新株予約権者にその保有する新株予約権の代わりとして割当交付された新株予約権であります。

### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

##### 公募増資

発 行 期 日	平成 22 年 6 月 23 日
調 達 資 金 の 額	35,308,752,000 円（発行価額 11,346 円）
募集時における発行済株式数	16,782,913 株
当該募集による発行株式数	3,112,000 株
募集後における発行株式数	19,894,913 株
発行時における当初の資金用途	アジアを中心とした成長力のある新興国において現地パートナーと共同設立したファンド及び国内ファンドへの自己投資資金、インターネットを主要チャネルとした金融子会社（関連する事業子会社を含む。）及び海外金融機関への出資又は融資等（子会社を通じた出資又は融資等を含む。）
発行時における支出予定時期	平成 24 年 3 月期まで
現時点における充当状況	約 150 億円を国内外のファンド等への自己投資資金、約 100 億円を海外金融機関等への出資に充当しております。また、アジア地域を中心とした成長著しい国々で、投資事業の拡大と運用体制の整備を急速に進めつつあります。こういった旺盛な投資需要に

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	対応すべく、残額の約 100 億円に加え、今回香港市場にて約 185 億円を調達する予定です。今回、新たに香港市場にて資金調達を行うことにより、アジアでの事業拡大と知名度の向上を推進してまいります。
--	---

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
始 値	44,750 円	23,900 円	10,530 円	18,550 円
高 値	45,050 円	32,500 円	23,720 円	21,110 円
安 値	20,100 円	7,330 円	10,430 円	9,160 円
終 値	23,980 円	10,190 円	18,450 円	10,330 円
株価収益率（連結）	63.67 倍	—	131.50 倍	—

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。  
 2. 平成 23 年 3 月期の株価については、平成 23 年 3 月 24 日現在で表示しております。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 21 年 3 月期に関しては、1 株当たり連結当期純損失を計上しているため記載していません。また、平成 23 年 3 月期に関しては、1 株当たり連結当期純利益が未確定のため記載していません。

(4) 本件募集原株式及び本件募集株式の割当予定先の概要

本件 HDR 募集に際し、当社は本件募集原株式及び本件募集株式を大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドに対し割り当てる予定です。大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドの概要は下記の通りです。

(平成 23 年 2 月 28 日現在)

(1) 名 称	大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド
(2) 所 在 地	Level 26 One Pacific Place 88 Queensway Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	社長 野村 宏之
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	282,860,643 米ドル
(6) 設 立 年 月 日	1970 年 12 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式額面 10 香港ドル 10,000,000 株 普通株式額面 10 米ドル 26,173,423 株
(8) 決 算 期	3 月
(9) 従 業 員 数	582 人
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Daiwa Capital Markets Asia Holding B.V. 100.00%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社が保有している割当予定先の株式はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	本件募集 HDR の香港証券取引所への上場に関し、割当予定先は、 <b>Engagement Letter</b> に基づき、当社の <b>Sponsor</b> に就任しております。また、本件 HDR 募集に関しまして、 <b>HONG KONG UNDERWRITING AGREEMENT</b> 及び <b>International Placing Agreement</b> を締結する予定です。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

(単位：米ドル)

決算期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純 資 産	161,862,277	146,493,891	335,072,591
総 資 産	614,832,461	419,134,127	906,792,469
1 株 当 たり 純 資 産	9.61	8.69	9.26
営 業 収 益	79,532,569	51,055,558	87,285,192
営 業 利 益	21,574,264	(11,701,303)	(3,962,623)
経 常 利 益	15,601,052	(15,001,625)	(5,087,644)
当 期 純 利 益	15,601,052	(15,001,625)	(5,123,705)
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	0.93	(0.89)	(0.14)

(注) なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出しています。

(5) 預託銀行の概要

本件 HDR 募集に際し、大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッドは本件募集原株式及び本件貸借株式を預託銀行である **JPMORGAN CHASE BANK, N.A.** に対し預託する予定です。**JPMORGAN CHASE BANK, N.A.** の概要は下記の通りです。

(平成 22 年 12 月 31 日現在)

(1) 名 称	ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション(JPMorgan Chase Bank, National Association)
(2) 所 在 地	アメリカ合衆国オハイオ州コロンバス市ポラリス・パークウェイ 1111
(3) 代表者の役職・氏名	ジェームズ・ダイモン 取締役兼最高経営責任者

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 事業内容	インベストメント・バンキング業務、トレジャリー／証券関連業務、リテール・アンド・ミドル・マーケット金融サービス業務等		
(5) 資本金	17億8513万4916ドル		
(6) 設立年月日	1968年11月26日		
(7) 発行済株式数	1億4876万1243株		
(8) 決算期	12月		
(9) 従業員数	181,245人		
(10) 主要取引先	-		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	JPMorgan Chase & Co. (100%)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社は当該会社との間で、本件募集株式を預託財産とする本件募集HDRの発行、及び本件募集HDRの保有者の権利の保全に関する預託契約を締結予定です。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：米百万ドル)		
決算期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
連結純資産	128,767	127,294	123,399
連結総資産	1,746,242	1,627,684	1,631,621
1株当たり連結純資産 (米ドル)	865.60	855.69	833.54
連結経常収益	90,666	88,490	81,816
連結経常利益	11,224	11,885	15,760
連結当期純利益	10,419	8,422	11,826
1株当たり連結当期純利益 (米ドル)	70.04	56.61	79.50
1株当たり配当金	6.72	102.18	104.19

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

( 米 ド ル )			
-----------	--	--	--

(6) 割当予定先を選定した理由

当社は、本件募集 HDR の香港証券取引所への上場を企図しており、当該上場を実現するために香港取引所の定める規則に従い Sponsor を選定する必要があります。大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドは、香港証券取引所へ上場を行うことに関しての Sponsor 業務を従来から行っており、その知識、経験、実績等を考慮し、当社の Sponsor に選定しました。本件 HDR 募集を行うためには、当社の Sponsor たる大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドを割当先とする本件原株募集を行うことが、本件募集 HDR 発行に必要であったことから割当予定先といたしました。

(7) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、本件募集原株式及び本件貸借株式の全てを、直ちに預託銀行に対して交付します。

預託銀行は、本件預託契約に従い、本件募集原株式及び本件貸借株式を預託財産として本件募集 HDR を発行する預託銀行であり、本件募集 HDR を保有する投資家のために、本件募集原株式及び本件貸借株式を保有します。預託銀行は、本件募集 HDR を保有する投資家が本件預託契約の規定に従い、本件募集 HDR を保有する投資家の請求により本件募集 HDR に代えて、その表章する当社普通株式の交付を受けた場合等を除き、本件募集原株式及び本件貸借株式を預託財産として保有し続けます。

(8) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドが当該払込みに要する資金等については、同社の親会社の Daiwa Capital Markets Asia Holding B.V.の親会社に該当する大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社からの借入れ資金を充当する旨の報告を受けております。また、借入れ先となる大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社作成の第 18 期（自平成 21 年 4 月 1 日 至平成 22 年 3 月 31 日）貸借対照表及び損益計算書に記載の営業収益、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、貸付けに要する財産の存在について問題ないと判断しております。

(9) 企業行動規範上の手続きに関する事項

大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドへの本件募集原株式及び本件募集株式の割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第 432 条及び大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(10) ロックアップについて

当社は、本件 HDR 募集の発行価格等決定日から払込期日の翌営業日の 180 日後までの期間について、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドによる事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集及び本件第三者割当増資による新株式発行、株式分割、株式無償割当てによる新株式発行若しくは自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う新株式発行若しくは自己株式の交付（ただし、当該新株式発行数が、払込期日の前日の最終の当社発行済株式総数に引受人の買取引受けの対象株式の数を加えた合計の 3%未満である場合に限る。）等を除く。）を行わないことに合意しております。なお、大和証券キャピタル・マーケッツ香港リミテッドはその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又は上記の制限期間を短縮する権限を有しています。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の香港預託証券の募集に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する目論見書（英文）をご覧ください。この文章は、米国におけるいかなる証券の販売の勧誘を構成するものでもありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。